「青森県脳卒中・心血管病対策推進計画」の概要

（青森県循環器病対策推進計画）

1　計画策定の趣旨等

○策定の趣旨：「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（以下「基本法」という。）に基づき、県民の健康寿命の延伸等を目標として、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発、保健・医療・福祉サービスの提供体制の充実など、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するため、「青森県脳卒中・心血管病対策推進計画」を策定。

○位置づけ：　基本法第11条第1項に規定する都道府県計画であり、「青森県保健医療計画」「健康あおもり21（第2次）」等の関連計画等と整合性をもった本県の循環器病対策の推進に関する基本計画。また、関係者等の幅広い主体が、それぞれの役割に応じて、主体的に循環器病対策に取り組むための基本方針。

○計画期間：　令和4（2022）年度～令和5（2023）年度までの2年間（令和6年度以降の次期計画は6年間）

2　現状

健康寿命は延伸傾向／男性は全国平均以下 女性は全国平均以上

＜健康寿命の推移＞

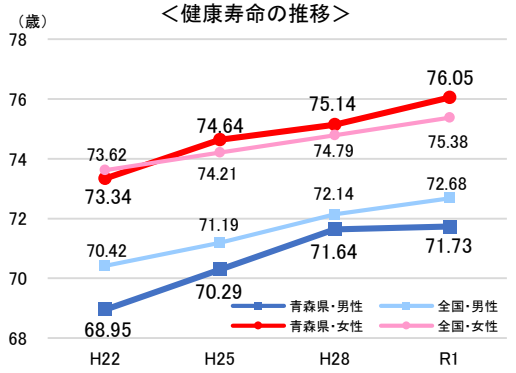

出典：厚生労働科学研究「健康寿命及び地域格差の分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」

本県の死亡原因の約4分の1は循環器病

＜死亡原因における循環器病の割合＞

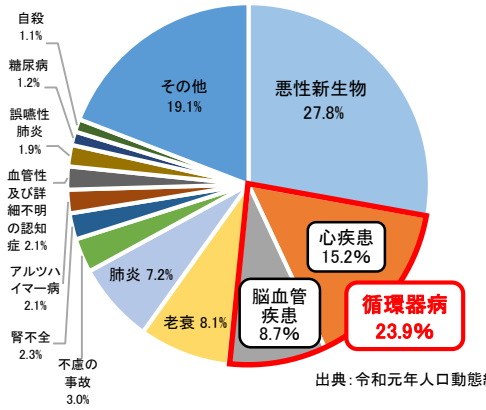

出典：令和元年人口動態統計

年齢調整死亡率は全国平均より悪く、脳血管疾患・男性は全国最下位、女性は45位

＜脳血管疾患による年齢調整死亡率＞

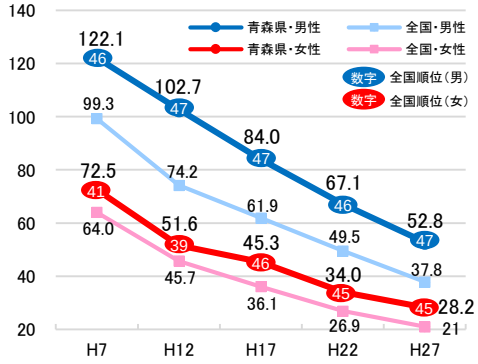

＜心疾患による年齢調整死亡率＞

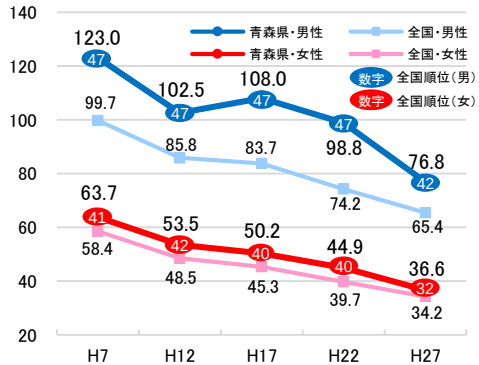

出典：人口動態統計特殊報告

3　基本理念・全体目標

○基本理念：　循環器病の発症を予防し、発症した場合でも、速やかに疾患に応じた専門医療につながり、患者が必要とする包括的な支援を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

○全体目標：「2040年までに3年以上の健康寿命の延伸」および「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指します。

4　施策の方向性

1　循環器病の予防や正しい知識の普及啓発	
（1） 循環器病の発症要因となる生活習慣の改善及び社会環境の整備 （2） 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進	〇生活習慣の改善　〇循環器病の発症予防　〇正しい知識の普及 〇特定健診実施率等の向上　〇重症化・再発予防　〇適切な治療・管理
2　保健・医療・福祉に係るサービス提供体制の充実	
（1） 循環器病に係る医療提供体制の構築 ① 救急搬送・救急医療体制の整備	 〇適切な病院前救護活動が可能な体制の構築 〇症状出現時の速やかな救急要請、救命処置の実施と搬送が可能な体制づくり
② 急性期、回復期、維持期・生活期に応じた切れ目のない医療提供体制の整備 ア 専門的診療をはじめとする医療提供体制 （ア）脳卒中 （イ）心血管疾患 イ リハビリテーション ウ 患者の状態に応じた緩和ケア エ 在宅療養が可能な環境の整備 オ 小児期からの成育過程を通じた対策	〇重症度、緊急度に応じた医療が可能な体制の構築 〇病期・疾患に応じた専門的な診療が可能な体制づくり 〇再発を予防するための体制づくり 〇病期に応じたリハビリテーションが可能な体制づくり 〇患者の状態に応じた緩和ケアの推進 〇在宅療養が可能な体制づくり（入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応） 〇小児期からの循環器病対策の推進
（2） 循環器病患者等を支える環境づくり ① 多職種連携による医療・介護連携の促進 ② 循環器病の後遺症を有する者への支援、治療と仕事の両立支援・就労支援 ③ 循環器病に関する適切な情報提供	 〇在宅医療・介護連携の促進 〇より良い支援のための体制づくり 〇循環器病に関する適切な情報提供の推進
3　循環器病対策推進に係る基盤整備	
（1） 関係者間の有機的連携、協力の更なる強化　（2） 循環器病の診療情報の収集・活用	

5　進行管理と評価

本計画を効果的かつ確実に推進するため、「青森県循環器病対策推進協議会」において、毎年度、各施策等の推進状況や目標項目の達成状況等の把握・評価を行います。